

第 245号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる各決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、特別支援学校で作成された文書等の請求に対する公開決定等に係るものであり、いずれの審査請求においても、本件各処分の対象となる特別支援学校で作成された文書等の公開を求めるものであり、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過は、次のとおりである。

なお、審査請求②及び③並びに審査請求④、⑤及び⑥は、それぞれ同一の公開請求に対し、実施機関が特定した行政文書ごとに公開、一部公開等の決定を行ったものである。

審査請求①	公開請求日	平成26年 5月19日
	請求内容	平成25年度各特別支援学校に対する開示請求（①職員会議で配布された文書及び議事録②校内各種委員会・部会・研修会で配布された文書及び議事録）
	決定通知日	平成26年 7月10日
	特定した行政文書の名称	西養護学校、南養護学校、守山養護学校及び天白養護学校にかかる職員会議及び議事録、校内各種委員会・部会・研修会配布文書及び議事録（以下「本件行政文書①」という。）
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	・ 条例第 7条第 1項第 1号に該当 本件行政文書①には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたく

		ないと認められるもの、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に当 本件行政文書①には、当該学校の緊急時の対応に関する情報が記載されており、公開することにより学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため。
	審査請求日	平成26年 7月14日
審査請求②	公開請求日	平成26年 7月 3日
	請求内容	各特別支援学校に対する開示請求 平成25年度（①各部会、委員会等で組織共有した情報の内容が記載されている文書②各部会、委員会で配布された文書（名古屋市教育委員会が学校において周知を求めているもの）③校内研修会で配布された文書）
	決定通知日	平成26年 8月15日
	特定した行政文書の名称	別表 1のとおり（以下「本件行政文書②」という。）
	決定内容	公開決定
	公開しない理由	
	審査請求日	平成26年 9月 9日
	公開請求日	平成26年 7月 3日
審査請求③	請求内容	上記審査請求②「請求内容」に同じ
	決定通知日	平成26年 8月15日
	特定した行政文書の名称	別表 2のとおり（以下「本件行政文書③」という。）
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	・ 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当 本件行政文書③には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないものと認められるもの、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・ 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当 本件行政文書③には、当該学校関係者のみを対象としたシステムへの登録アドレス等、進路に関する情報や当該学校の緊急時の対応に関する情報等が記載されており、公開することにより学校運営に支障を及ぼ

		すおそれがあるため。	
	審査請求日	平成26年 9月 9日	
審査請求④	公開請求日	平成26年 6月 9日	
	請求内容	平成24年度から平成25年度 保護者から提出された学校評価に関する文書（特別支援学校分）、各特別支援学校が作成した学校内部・外部環境に関する文書、各特別支援学校が作成した年度活動計画、各特別支援学校が作成した教育活動計画・報告、各特別支援学校が作成した教育活動の評価	
	決定通知日	平成26年 7月 18日	
	特定した行政文書の名称	別表 3のとおり（以下「本件行政文書④」という。）	
	決定内容	公開決定	
	公開しない理由		
	審査請求日	平成26年 9月 9日	
	審査請求⑤	公開請求日	平成26年 6月 9日
審査請求⑤	請求内容	上記審査請求④「請求内容」に同じ	
	決定通知日	平成26年 7月18日	
	特定した行政文書の名称	南養護学校（平成24年度年間行事予定、25年度年間行事予定）、西養護学校（年間行事計画（平成24年度）、25年度年計）、天白養護学校（平成24年度年間予定（天白養護）、平成25年度年間予定（天白養護））以下「本件行政文書⑤」という。）	
	決定内容	一部公開決定	
	公開しない理由	・ 条例第 7条第 1項第 5号に該当 本件行政文書⑤には、当該学校の児童生徒の評価基準に関する情報が記載されており、公開することにより学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため。	
	審査請求日	平成26年 9月 9日	
	審査請求⑥	公開請求日	平成26年 6月 9日
	審査請求⑥	請求内容	上記審査請求④「請求内容」に同じ
決定通知日		平成26年 7月18日	
特定した行政文書の名称		各特別支援学校が作成した学校内部環境に関する文書、学校外部環境に関する文書（以下「本件行政文書⑥」という。）	
決定内容		非公開決定	
公開しない理由		請求に係る文書を作成しておらず存在しないため。	
審査請求日		平成26年 9月 9日	

第 4 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

(1) 本件審査請求①及び③

条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に該当しない。

(2) 本件審査請求⑤

条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当しない。

(3) 本件審査請求②及び④

対象となる行政文書が、特定されていない。一部不存在を理由とする行政文書一部公開決定をすべきである。行政文書管理規定に違反して、必要とされる行政文書を作成していない。

(4) 本件審査請求⑥

開示請求に係る文書を、作成又は取得している。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 本件行政文書①には、児童生徒の氏名、学年、写真、行動の記録、発作が起きた場合の対応、児童生徒への座薬の使用基準等個人のプライバシーに関する情報が記載されている。

また、児童生徒に関するもの以外にも、教育実習生及び介護体験生の氏名、性別及び大学名、教職員の公務災害の内容等が記載されている。

(2) 本件行政文書③には、児童生徒の氏名や発作が起きた場合の対応、児童生徒への座薬の使用基準、心臓検診の結果、定期健康診断事後措置の状況等個人のプライバシーに関する情報が記載されている。

(3) 本件行政文書①及び③に記載された情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

2 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

- (1) 本件行政文書①には、当該学校の教職員のみが共有する児童生徒の教務に関する情報が記載されている。また、施設使用に関する情報、校内に不審者が侵入したときの対応方法、データ入力の際に必要なパスワードが記載されている。
- (2) 本件行政文書③には、当該学校関係者のみが共有するシステムへの登録アドレス、進路に関する情報、緊急時の対応に関する情報等が記載されている。
- (3) 本件行政文書⑤には、当該学校の教職員のみが共有する児童生徒の教務に関する情報が記載されている。
- (4) 本件行政文書①、③及び⑤に記載された情報は、公にすることにより、教職員が児童生徒の成績評価及び指導を公正又は適正に行う妨げとなる。また、学校施設管理及び学校情報管理等の学校運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

3 本件行政文書②及び④

- (1) 本件行政文書②及び④については、別表 1及び 3のとおり各特別支援学校における該当文書を特定しており、すべて公開している。また、その他にこれに類する名称の行政文書を各特別支援学校が作成した事実はなく、存在しない。
- (2) したがって、公開した行政文書以外に一部公開決定をすべき行政文書は存在せず、「行政文書管理規定に違反して、必要とされる行政文書を作成していない」という事実はない。

4 本件行政文書⑥について

本件行政文書⑥については、同名称又はこれに類する名称の行政文書を各特別支援学校が作成した事実はなく、市教育委員会において、指導室のみならず他部署にも該当する行政文書は存在しない。

第 6 審査会の判断

- 1 本件各審査請求における争点は以下のとおりである。
 - (1) 本件審査請求①及び③

実施機関が非公開とした情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に該当するか否か。（以下「争点①」という。）

(2) 本件審査請求⑤

実施機関が非公開とした情報が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。（以下「争点②」という。）

(3) 本件審査請求②及び④

本件行政文書②及び④以外に、請求の対象となる行政文書が存在するか否か。（以下「争点③」という。）

(4) 本件審査請求⑥

本件審査請求に係る行政文書が存在するか否か。（以下「争点④」という。）

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 争点①及び争点②について

(1) 本件行政文書①、③及び⑤について

本件行政文書①、③及び⑤は、各特別支援学校において作成された資料であり、実施機関が上記第 5 1 (1) 及び (2) 並びに 2 (1)、(2) 及び (3) で主張したとおりの情報（以下「本件非公開情報」という。）が記載されていると認められる。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定

の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ まず、本件非公開情報のうち、実施機関が条例第 7条第 1項第 1号該当性を主張する情報（以下「本件個人情報」という。）は、個人に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件個人情報のうち、児童生徒の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、児童生徒の行動の記録、発作が起きた場合の対応、児童生徒への座薬の使用基準等、それ自体では特定の個人が識別される情報とはできない情報についても、具体的かつ詳細に記載されていることから、児童生徒の日常の様子及び当該特別支援学校の児童生徒数等を照合することにより、特定の個人を識別できると認められる。

エ そして、本件個人情報は、児童生徒の身体的特徴に関わる情報であり、プライバシー性が高い情報といえ、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

オ また、本件個人情報には、氏名等一部の情報を除くことで、特定の個人を識別し得なくなることも考えられる情報も含まれているが、本件個人情報は、上記(2)イ及びウで述べたとおり、特定の個人に係るプライバシー性の高い情報であり、公にすることにより、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼすおそれがあるといえ、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

カ 他方、審査請求人の主張は、条例第 7条第 1項第 1号に該当しないと主張するものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

キ したがって、本件非公開情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

(3) 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

ア 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障

が生じる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

イ まず、本件非公開情報は、本市特別支援学校に関する情報であり市の機関が行う事業に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件非公開情報のうち、当該学校の教職員のみが共有する児童生徒の教務に関する情報を公にすることは、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお成績評価や指導を公正又は適正に行う妨げとなることが認められる。

また、校内に不審者が侵入したときの対応方法、当該学校関係者のみが共有するシステムへの登録方法、データ入力の際に必要なパスワードに関する情報を公にすることは、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお防犯及び情報管理上、学校運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 他方、審査請求人の主張は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

オ したがって、本件非公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

4 争点③について

(1) 実施機関の特定した本件行政文書②及び④については、別表 1 及び別表 3 のとおりであり、大量の文書が特定されている。また、第 3 で述べたとおり、本件行政文書②は、本件審査請求③に係る行政文書として特定した、本件行政文書③と同一の公開請求に係るものであることから、別表 1 及び別表 2 に掲げる各文書を突合せたところ、各部会で作成された資料が概ね連なって特定されていることが認められる。

本件行政文書④については、本件審査請求⑤及び⑥に係る行政文書として特定した、本件行政文書⑤及び⑥と同一の公開請求に係るものであり、別表 3 と本件行政文書⑤及び⑥を突合せると、本件行政文書②及び③と同様、公開請求に係る文書が連なって特定されていることが認められる。

(2) 確かに、本件行政文書②として特定された行政文書について、会議開催回数が連続しない等、特定漏れが疑われる点が見受けられるが、実施機関の取扱いにおいて、予定されていた会議が中止された場合等に回数が欠番

扱いになること、簡易な議題の場合は資料等を作成せず口頭で済ませることがあることは、社会通念上合理性がないとはいえない。

また、上記第 3 に掲げたとおり、審査請求人は、特定の内容が記載された文書、並びに各部会、委員会及び校内研修会で配付された文書として限定的に公開請求をしており、そもそも審査請求人が求める内容が記載されていない文書や、資料が配付されなかった会議に係る資料は、本件審査請求②に係る行政文書として特定されなかったとしても不合理とまではいえず、本件行政文書②及び④が、本件審査請求②及び④に係る行政文書として全て特定したものであるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 他方、争点③に係る審査請求人の主張は、対象となる行政文書が特定されていない、行政文書管理規定に違反して必要とされる行政文書を作成していない、と述べるにとどまっており、他に特定すべき文書や、本件審査請求②及び④に係る行政文書として、作成され存在すべき文書に係る具体的な主張は認められない。

(4) また、審査請求人は、一部不存在を理由とする行政文書一部公開決定をすべきであるとも主張するが、上記(2)で述べたとおりであるから、本件審査請求②及び④に係る行政文書について、他に特定して文書不存在を理由とする非公開決定をする必要性は認められない。

5 争点④について

(1) 本件行政文書⑥について、実施機関によると、各特別支援学校において同名称又はこれに類する名称の業務はなく、本件審査請求⑥に係る行政文書を作成しなければならないという規定もないとのことである。

したがって、本件行政文書⑥が存在する必然性は考えにくい。

(2) 他方、審査請求人の主張は、本件審査請求⑥に係る行政文書を作成又は取得していると述べるにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(3) 以上より、本件審査請求⑥の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(4) したがって、本件行政文書⑥は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

審査請求	年 月 日	処 理 経 過
審査請求①	平成26年10月24日	諮問書の受理
	10月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成30年9月27日	実施機関の弁明意見書を受理
	11月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	平成31年 4月19日 (第16回 第 1小委員会)	調査審議
	令和元年 6月21日 (第18回 第 1小委員会)	調査審議
	8月21日	答申
審査請求②	平成26年11月18日	諮問書の受理
	2月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成30年10月31日	実施機関の弁明意見書を受理
	11月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	平成31年 4月19日 (第16回 第 1小委員会)	調査審議
	令和元年 6月21日 (第18回 第 1小委員会)	調査審議
	8月21日	答申
審査請求③	平成26年11月18日	諮問書の受理
	平成27年 2月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成30年10月31日	実施機関の弁明意見書を受理

	11月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	平成31年 4月19日 (第16回 第1小委員会)	調査審議
	令和元年 6月21日 (第18回 第1小委員会)	調査審議
	8月21日	答申
審査請求④	平成26年11月18日	諮問書の受理
	平成27年 2月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成30年 9月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	11月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	平成31年 4月19日 (第16回 第1小委員会)	調査審議
	令和元年 6月21日 (第18回 第1小委員会)	調査審議
	8月21日	答申
審査請求⑤	平成26年11月18日	諮問書の受理
	平成27年 2月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成30年 9月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	11月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	平成31年 4月19日 (第16回 第1小委員会)	調査審議
	令和元年 6月21日 (第18回 第1小委員会)	調査審議
	8月21日	答申

審査請求⑥	平成26年11月18日	諮問書の受理
	平成27年 2月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	平成30年 9月20日	実施機関の弁明意見書を受理
	11月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	平成31年 4月19日 (第16回 第 1小委員会)	調査審議
	令和元年 6月21日 (第18回 第 1小委員会)	調査審議
	8月21日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久

別表 1

特定した行政文書の名称
<p>(1) 南養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3回運営委員会 ・ 平成25年度第 1回から第 5回努力点推進委員会 ・ 努力点全体会、最終報告会 ・ 第 1回から第 3回予算委員会 ・ 第 1回就学指導委員会 ・ いじめ等対策・個別の教育支援委員会 ・ 児童生徒虐待対策委員会 ・ 平成25年度野外教育等検討委員会 ・ 中津川野外学習打合会①から⑤ ・ 平成25年度小・中学部修学旅行打合せ① ・ 小中学部修学旅行打合会②から④ ・ 平成25年度第 1回南養護学校安全衛生委員会 ・ 平成25年度安全衛生講話 ・ 平成25年度第 1回から第 2回ネットワーク委員会 ・ 第 1回から第14回小学部会 ・ 第 1回から第14回中学部会 ・ 第 1回から第14回高等部部会 ・ 4月学部会② ・ 5月から 7月、 9月、11月、12月学部会 ・ 第 2回学習会のお知らせ ・ 第 4回、第 5回「学習会」
<p>(2) 西養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1回から第 2回、第 4回から第16回小学部会 ・ 第 1回から第 2回、第 4回から第16回中学部会 ・ 第 1回から第16回高等部学部会 ・ 第 1回から第 3回訪問教育部会 ・ 訪問教育部会 ・ 第 1回から第 2回努力点推進委員会 ・ 平成25年度第 3回から第7回努力点推進委員会 ・ 第 1回から第 3回学校安全衛生委員会 ・ スクールバス委員会、スクールバス委員会（臨時） ・ 平成25年度児童生徒サポート委員会（進路） ・ 平成26年度入学校内就学指導委員会

- ・ 高等部入学選考委員会
- ・ 平成25年度西養護学校予算について
- ・ 平成25年度第 2回予算委員会資料
- ・ 平成25年度 1学期から 3学期教材採択委員会
- ・ 自閉症って？
- ・ 校内学習会資料

(3) 守山養護学校の請求にかかるもの

- ・ 第 1回、第 3回、第 4回、第 6回、第 9回、第11回小学部会
- ・ 第 9回、第10回中学部会
- ・ H25年度中学部年度末検討会
- ・ 第 7回、第 9回、第10回高等部会
- ・ 25年度学部検討会（高等部・普通科）記録
- ・ 第12回ぶち産部会
- ・ 第 1回学校評価等検討委員会
- ・ 第 1回ゴミ対策委員会
- ・ 第 1回個人情報管理運用委員会
- ・ 第 1回から第 3回スクールバス委員会
- ・ 名古屋市立守山養護学校校内進路指導委員会第 1回から第 4回
- ・ 第 1回、第 2回、第 4回から第 6回努力点推進委員会
- ・ 平成25年度学校努力点中間報告会について（第二次案）
- ・ 平成25年度第 1回予算提案
- ・ 平成25年度第 2回予算・教材採択委員会
- ・ 平成25年度第 1回守山養護学校安全衛生委員会
- ・ 高等部産業科入学者選考委員会③
- ・ 平成26年度高等部産業科入学選考委員会
- ・ H25現職教育
- ・ 現職教育資料救急蘇生法
- ・ H25. 7. 31特別支援教育研修会（講演会）
- ・ 現職教育（進路）、現職教育（守山養護学校）
- ・ 現職教育（学校安全衛生委員会）資料

(4) 天白養護学校の請求にかかるもの

- ・ 第 1回から第13回運営委員会の記録
- ・ 第 1回年度末検討会の記録
- ・ 第 1回から第 9回、第12回から第15回小学部会
- ・ 第 1回から第 4回、第 7回、第13回中学部会
- ・ 第 1回から第 4回、第 6回、第 7回、第11回から第15回高等部部会

- ・ 就学指導委員会
- ・ 第 5回スクールバス乗車検討委員会
- ・ 平成25年度第 1回から第 3回予算委員会・教材採択委員会
- ・ 校内選考委員会
- ・ 第 1回、第 2回天白養護学校学校評議員会
- ・ 積極的傾聴法
- ・ 平成25年度第 2回から第 6回野外教育委員会
- ・ 第 1回から第 3回運動会委員会

別表 2

特定した文書の名称
<p>(1) 南養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1回、第 2回、第 4回から第13回運営委員会 ・ 平成25年度進路指導委員会 ・ 第 2回校内就学指導委員会 ・ 第 1回、第 2回学校保健委員会 ・ 第 1回スクールバス委員会 ・ 小中学部就学旅行打合会⑤ ・ 10月、 1月、 3月学部会 ・ 2月学部会・反省会 ・ 第 1回、第 3回「学習会」
<p>(2) 西養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度学校保健委員会
<p>(3) 守山養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2回、第 5回、第 8回、第10回小学部会 ・ 第 1回、第 2回、第 4回から第 6回、第 8回、第12回中学部会 ・ 第 1回から第 6回、第 8回、第12回高等部会 ・ 産業科全体予定 ・ 第 3回、第 5回、第10回、第19回、第20回産部会 ・ 第14回、第16回ぶち産部会 ・ 児童虐待対応委員会記録用紙 ・ いじめ・問題行動等対策委員会記録用紙 ・ 平成25年度名古屋市守山養護学校第 1回学校保健委員会 ・ 平成25年度第 2回学校保健委員会 ・ 平成25年度第 1回から第 3回校内就学指導委員会 ・ 高等部産業科入学者選考委員会①
<p>(4) 天白養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10回、第11回小学部会 ・ 第 6回、第 8回から第12回、第14回、第15回中学部会 ・ 第 5回、第 8回から第10回高等部部会 ・ 臨時就学指導委員会 ・ 第 1回、第 2回、臨時、第 4回スクールバス乗車検討委員会 ・ 第 1回、第 3回学校安全衛生委員会 ・ 平成25年度第 1回野外教育委員会 ・ 学校保健安全委員会次第

別表 3

特定した行政文書の名称
<p>(1) 南養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度南養護学校学校だよりNo. 8 ・平成25年度南養護学校学校だよりNo. 6 ・平成24年度から平成25年度度学校評価報告書 ・平成24年度から平成25年度度学校運営評価集約結果 ・平成25年度学校運営評価集約結果
<p>(2) 西養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、平成25年度保護者 ・平成24年度、平成25年度学校評価報告書 ・平成24年度、平成25年度西養護学校の教育活動についてのアンケート結果について
<p>(3) 守山養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度、H25年度運動会 ・平成24年度小学部学習発表会アンケート ・平成25年度小・中学部作品展アンケート ・平成24年度、平成25年度守山養護学校年間行事計画 ・平成24年度、平成25年度学校評価報告書
<p>(4) 天白養護学校の請求にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度第 5号天養だより ・平成25年度第 6号天養だより ・平成24年度、平成25年度学校評価報告書 ・H24、H25中津川野外教育反省のまとめ（学校評価） ・H24、H25小中修学旅行反省について ・H24年度年度末検討について ・年度末検討について（25年度）